限定承認公告

本籍和歌山県海南市名高五三三番地七、最後の住所和歌山県海南市名高七六番地一五

被相続人　亡　井上　安雄

右被相続人は平成二十六年一月二日死亡し、その相続人は平成二十六年六月十一日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十日

和歌山県海南市名高一八〇番地一ファミール海南九〇五号

相続財産管理人　井上　恭和

和歌山県和歌山市八番丁九番地県信ビル七階　右代理人　弁護士　谷口　舜二

限定承認公告

本籍愛媛県西条市丹原町田滝甲二五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松木　正博

右被相続人は平成二十六年一月二十四日死亡し、その相続人は平成二十六年六月十三日松山家庭裁判所西条支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十日

愛媛県西条市丹原町田滝甲二五番地

相続財産管理人　松木　譲

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年七月二十五日をもって投資運用業及び投資助言・代理業を廃止することとしたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに投資運用業及び投資助言・代理業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

平成二十六年六月二十日

東京都中央区京橋二丁目五番二号

株式会社ケートス・キャピタル・パートナーズ　代表取締役　谷村　哲夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき優先資本金の額を金四億二千万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年四月二十二日付官報の号外第九十号八十六頁に掲載されています。

平成二十六年六月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

赤坂福吉町キャピタル特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年四月十日付官報の号外第八十一号五十頁に掲載されています。ただし、当社は平成二十六年四月十七日付で商号変更したため、変更前の商号ロジスティクス30特定目的会社として掲載されています。

平成二十六年六月二十日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

狭山日高プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

平成二十六年六月十二日（号外第一三一号）掲載の相続財産管理人　越智　康昭に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「本籍愛知県安城市里町七曲り一番地六〇」とあるは「本籍愛知県安城市里町七曲リ一番地六〇」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年六月二十日

名古屋市中区錦二丁目四番三号錦パークビル五階宇都木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　越智　康昭

正　誤

平成二十六年六月十七日付国会事項欄衆議院の部、衆議院規則の一部を改正する規則及び衆議院情報監視審査会規程は、次のとおりの誤り。（全文を掲載）

（原稿誤り）

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を改正する規則は、六月十三日次のとおり議決された。

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を次のように改正する。

第五十六条の四の次に次の一条を加える。

第五十六条の五　委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

前項の規定は、委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

第二百三十四条の次に次の一条を加える。

第二百三十四条の二　秘密会議の記録中特に秘密を要するものと議院において議決した部分又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付する。

秘密会議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

第二百五十六条の次に次の一条を加える。

第二百五十六条の二　議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

前項の規定は、議院の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、国会法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第　号）の施行の日から施行する。

衆議院情報監視審査会規程

衆議院情報監視審査会規程は、六月十三日次のとおり議決された。

衆議院情報監視審査会規程

（設置の趣旨）

第一条　情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（同法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第三条第一項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

（委員数）

第二条　情報監視審査会は、八人の委員で組織する。

（委員）

第三条　委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

2　委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

3　前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第四条　委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

2　第十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するもの及び情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第五条　委員に選任された者は、正当な理由がなければ、その任を辞することができない。

2　委員がその任を辞そうとするときは、理由を付し、会長を経由して、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

3　情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第三条第一項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。